

A こども環境学会誌投稿原稿
(研究論文・報告論説類・質疑討論・質疑討論に対する回答討論)

応募要領

	2004年 7月31日	理事会決定	2004年 7月31日	実施
改訂	2004年10月30日	理事会決定	2004年10月30日	実施
改訂	2005年 4月 6日	理事会決定	2005年 4月 7日	実施
改訂	2005年 9月30日	理事会決定	2005年 9月30日	実施

1. 内容

(1) こどもと環境に関するテーマを扱い、独立性・完結性を有する下記の研究論文、報告論説類、質疑討論、および質疑討論に対する回答討論とする。

a) 研究論文

理論的または実証的な研究論文として、目的、方法、結論等が明記され、独創性、発展性、有用性、信頼性等が評価できるもの。

b) 報告論説類

特色ある計画、デザインあるいは技術の開発、調査あるいは実験、実践あるいは事業等の報告(技術報告、調査報告、実践報告に分類する)あるいは論説を内容とし、新しい知見を含み、あるいは理論を提示するなど、新規性、発展性、有用性等が評価でき普遍的価値を有すると認められるとともに、その信頼性ないし論理性が確認できるもの。計画、デザインあるいは技術の開発は先進的な技術、方法、概念等の開発、新たな対象あるいは課題への適用、既存の技術を含めた総合化・体系化、創造的提案などを、調査は資料あるいは史料の収集、分析、考察を、それぞれ含むものとする。論説は評論を含み、前提、論理展開、結論等が明示されているものとする。

c) 質疑討論類

研究論文・報告論説類に対する質疑討論および質疑討論に対する回答討論。

(2) 未発表のものに限る。ただし、以下のものについて内容、構成等をまとめ直した場合は、既発表のものでも差し支えないが、著者(共著者を含む)が著作権を有する等、投稿に際して支障のないものに限る。

a) 学会大会学術講演会、支部研究発表会等で口頭発表したものおよび本会、他学会等への審査付きでない投稿論文。

b) シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概または資料として発表したもの。

c) 大学紀要、研究機関の研究所報等で部内発表したものまたは印刷・刊行する等の一般公表を行っていない学位論文。

d) 国、自治体、業界、団体からの委託研究の成果報告書として報告したもの。

(3) 同一原稿の研究論文と報告論説類との重複投稿、あるいは研究論文と他学会論文集論文との重複投稿は認められない。

(4) 質疑討論は誌上にて行うこととし、掲載された研究論文・報告論説類について、掲載後3か月以内に投稿する。

(5) 連続した数編を応募する場合(報告論説類において、内容に関連性のある数編を応募する場合を含む)は、各編はそれぞれ完結したものとす。この場合の表題は主題を適切に表したものとす、副題に共通主題(総主題)と通し番号を示す。連続した数編の研究論文においては、先の編の査読終了後に続編が受理される。

2. 応募資格

代表者(第1筆者)は投稿時に既に本会会員となっていなければならない。共著者についてはこの限りでない。

技術報告、調査報告、実践報告においては、当該報告の研究に関わったグループ(委員会など)が応募することも可能である。この場合、本会会員である代表者を含む筆者(複数可)を明記する。構成員氏名を示す必要がある場合には本文中に記載する。当該報告発表者としての著者の適格性(発表の諒解)については本会は一切責任をもたない。

3. 学会誌の体裁および原稿の作成・提出

(1) 学会誌の刷り体裁はA4判、本文文字サイズは9ポイントとする。

(2) 和文または英文とする。なお、英文の場合も、通知書類は日本語で記述する。

(3) 和文本文の前には英文要旨200ワード以内、英文本文の前には和文要旨400字以内をキーワードとともに添える。

(4) 1編は刷り上がりを偶数頁として編集する。原稿は研究論文においては4頁以上6頁以内、報告論説類においては4頁以内を基準とし、これを越える頁は研究論文・報告論説類とも4頁を限度として認める。奇数頁の超過は認めない。ただし、質疑討論および質疑討論に対する回答討論については2頁以内とする。

(5) 原稿提出の方法は、手書き、ワープロなどで書かれたレイアウト原稿を提出し、版下の制作を本会に委ねる(「レイアウト原稿方式」)、または応募要領・執筆要領にしたがって制作した版下原稿を提出する(「版下原稿方式」)のいずれかとする。

レイアウト原稿とは、本会所定の原稿用紙またはそれを

拡大コピーしたもの(A3判を上限とする)に原稿の記入またワープロ等による印字の貼り付けをしたものである。各項の字数および図・表・写真等のスペースは印刷用原稿(版下原稿)と同じであるが、図・表・写真等(コピー)は当該スペース内の任意の位置に貼り付けられればよい。文字は手書きでよいが、図・表・写真等は原則として版下原稿となるものを制作する。

版下原稿とは、そのまま製版できるように割り付けをした原稿であり、パソコン、ワープロなどで印字し、版下用図・表・写真等を貼り込んだものである。

(6) 原稿投稿の書式、構成等の詳細は「執筆要領」による。

(7) 報告論説類において、原稿に関連したオリジナルな報告書等がある場合には、原稿提出時にそのコピー1部を添付する。

(8) 原稿は、投稿後は原則として修正できない。ただし、査読により内容の訂正などを指摘された原稿については、著者(以下、代表者と共著者を総称して「著者」とする)は査読意見(再査読の条件とする修正意見および参考とする参考意見)の指摘事項に対応するための適切な修正を行うものとする。この場合、指摘の範囲以外の修正をすることは原則としてできない。指摘事項への対応で、止むを得ず他の部分を圧縮する等を行う場合は、このことを回答文書に明記しなければならない。圧縮等が不適切と判断される場合は不採用とする。

(9) 採用決定後は原稿の修正は認めない。

(10) 原稿は、提出期限を特に定めず、常時受け付ける。質疑討論および質疑討論に対する回答討論の提出期限については別に定めるとおりとする。

(11) 原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。

4. 原稿の採否

(1) 原稿の採否は、理事会が定める「査読要領」の手続および判定基準にもとづいて学会誌編集委員会が決定し、著者に通知する。学会誌編集委員会は、査読の具体的な検討を査読部会に委ねることができる。

(2) 査読の結果、採用と決定された原稿には原稿受理日とともに採用決定日を明記する。

(3) 査読の結果、再査読となった場合は、修正された最終原稿について改めて査読(「再査読」)を行う。

(4) 査読の結果、原稿種別(研究論文、技術報告、調査報告、実践報告、論説の別)の変更により採用となる可能性がある認められるものは、著者が希望すれば、原稿種別を変更して査読を行う。この場合、原稿受理日を変更しない。

(5) 査読の結果、不採用であるが学会誌または学会広報(「ニュースレター」)の記事として掲載が可能と判断され、著者が希望する場合は、形式変更をした上で校閲への移行をする。この場合は原稿受理日を明記しない。

(6) 質疑討論については、査読の結果、公開するにふさわしいものと認められた場合は、著者にこれに対する回答を求め、質疑討論および質疑討論に対する回答討論を学会誌または学会広報(「ニュースレター」)に掲載する。なお、質疑討論の査読は1回のみとし、採用または不採

用の判定をする。

(7) 質疑討論に対する回答討論の投稿期限は、著者に回答討論を依頼した日より1か月以内とする。質疑討論に対する回答討論については査読は行わず掲載する。期限内に回答討論の提出がない場合は、学会誌編集委員会名でその事を明記した上で質疑討論のみを掲載する。

(8) 著者は、査読結果が明らかに不当と考える場合は、不当とする理由を明記して、不採用通知発送日より4週間以内(消印有効)に学会誌編集委員会委員長あてに異議申し立てをすることができる。異議申し立ての取り扱いは学会誌編集委員会が査読部会の意見を聴き決定する。

5. 著作権

(1) 著者は、掲載された原稿の著作権の使用を本会に委託する。ただし、本会は、第三者から文献等の複製・引用・転載に関する許諾の要請がある場合は、原著者に連絡し許諾の確認を行う。

(2) 著者が、自分の原稿を自らの用途のために使用することについての制限はない。

(3) 編集出版権は本会に帰属する。

6. 投稿料・掲載料等

原稿投稿料・掲載料は無料とする。ただし、レイアウト原稿方式により手書き、ワープロなどで書かれた原稿を提出し、版下の制作を本会に委ねる場合は版下原稿制作費相当額が必要となる。

カラー頁がある原稿は、著者の申し出により、モノクロで掲載した上で、別途、巻末にカラー頁を掲載することができる。カラー印刷費は80,000円/頁を徴収する。

別刷は有料にて頒布する。

7. 応募・採否決定プロセス

(1) 応募要領集等の告示・請求

応募要領集(応募要領、執筆要領、原稿登録票、原稿レイアウト見本、応募フローおよび査読要領は、毎年3月10日より、4月以降の年度適用分を学会ウェブページに掲載するとともに、郵送による応募要領集の資料請求受付を開始する。郵送希望の場合は、住所、氏名ならびに「学会誌投稿原稿応募要領集 組申込み」と明記し、返信用封筒(角2型、A4判、申込者の宛先を書き200円切手を貼ったもの)を入れて事務局まで請求する。

(2) 原稿登録票記入・投稿

原稿投稿者は、原稿登録票に表題、著者名、発表部門、連絡先等の記入をし、コピーしたものを事前に提出する。原稿登録票の内容は、査読用原稿提出時まで変更可能とする。

投稿時には、下記 a~c を学会宛に郵送する。

- a. 原稿登録票1部。
- b. 査読用原稿3部(A4判原寸モノクロコピー)。カラー頁がある場合は、そのカラーコピーを各部の末尾に添付

する。

c. 返信用封筒4通(長3型封筒に80円切手を添付したものの2通、角2型封筒に240円切手を添付したものの2通、すべて返信用の宛名として代表者住所、氏名を記入)。

直接持参は受け付けない。必要書類の不備、応募要領集に違反の場合は受け付けないことがある。

投稿後の原稿登録票・原稿の訂正には応じられない。複数編を投稿する場合は、1編ずつ別に郵送する。

(3) 受理の通知

形式審査に合格した原稿の著者(代表者)には受理の通知をする。形式不可の原稿は返送する。

(4) 査読結果の通知

査読の結果は、採用、再査読、不採用いずれかとし、代表者宛、通知する。採用または再査読となったものについては、最終(印刷用)原稿用紙等の資料が併せて送付される。不採用となったものについては原稿を返送する。

(5) 採用、再査読原稿に関わる原稿提出等

査読の結果が採用、再査読となったものは、採用原稿にあっては下記 a~bおよびe~f、再査読原稿にあっては下記 a~d を学会宛に郵送する。

- a. 原稿登録票の更新版1部。
- b. 印刷用版下となる紙面の最終原稿1部(カラー頁印刷を希望するものについてはカラー頁を含む)。再査読原稿にあっては、そのコピー2部を付す。
- c. 修正箇所を下線等で明示した最終原稿3部。
- d. 修正意見への回答書3部。
- e. 和文原稿では和文概要(200字~300字)、英文原稿では英文要旨(200語以内)1部
- f. 表題・氏名、所属機関・職位・学位などのデータ、原稿の文字データ、および和文概要または英文要旨のデータのテキスト・ファイルおよび最終原稿のPDFファイルのうちメール送信またはCD-R/RW送付できるもの

直接持参は受け付けない。

(6) 再査読結果の通知

再査読の結果は、採用、不採用のいずれかとし、代表者宛、通知する。

(7) PDF原稿の著者校正

PDF原稿について、校正が必要な場合は、著者に依頼する。

(8) 学会誌の発行

学会誌の発行は各年度、10月と3月を予定する。

8. 送付先等

学会誌投稿原稿応募要領集の請求、投稿原稿、および異議申し立ての文書は下記宛に送付する。

〒152-8552 東京都目黒区大岡山 2-12-1-M1-46
東京工業大学 教育環境創造研究センター
宮本文人研究室内 こども環境学会事務局
学会誌投稿原稿編集担当

学会ウェブページ等は下記のとおりである。

TEL/FAX: 03-5734-3163
E-mail: info@children-environment.org
http://www.children-environment.org

付則

この要領は2005年 9月30日より適用する。

補1 応募資格について

投稿原稿は、入会申込書の到着および会費振込の確認をもって受理する。入会希望者の承認は各月(8月を除く)の理事会にて行い、承認通知・会員番号を本人宛に送付する。投稿時に会員番号が届いていない新入会員は事務局に会員番号を確認する。

補2 発表部門表

投稿原稿の発表部門は以下のとおりとする。

- A 社会学系
- B 心理学・社会福祉学系
- C 教育学系
- D その他の社会科学・人間科学系(政治学、行政学、政策科学、法律学、地理学、人文地理学等)
- E 保育学系
- F 医学・体育学系
- G 建築学・住居学・住環境デザイン系
- H 都市計画学・まちづくり系
- I 造園学・農学・自然生態学系
- J 土木工学系
- K 遊具・玩具・工業デザイン系
- Z その他